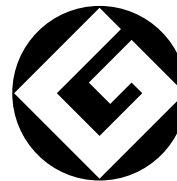


# 2026年度Gマーク使用要領

グッドデザイン賞の受賞者は公益財団法人日本デザイン振興会が定める「Gマーク使用に関する規則」「Gマーク使用ガイドライン」及び「Gマーク使用料金表」に従って「Gマーク」を使用します。本要領は、それらの中から2026年度グッドデザイン賞受賞者が「Gマーク」を使用する際の要点を取りまとめ、示すものです。

## 1 Gマークとは（Gマークの定義）

「Gマーク」とは、グッドデザイン賞事業の主催者である公益財団法人日本デザイン振興会（以下「振興会」）が管理する知的財産権です。このマークは、1956年に亀倉雄策氏によってデザインされ、グッドデザイン賞の前身であるグッドデザイン商品選定制度が開始された1957年から、その受賞対象であることを示す証として使われています。



Gマークの  
シンボルマーク

## 2 Gマークの使用

Gマークの使用に関しては、振興会が定める「Gマーク使用に関する規則」「Gマーク使用ガイドライン」及び「Gマーク使用料金表」に従ってください。規則等の概要は以下のとおりです。

**2-1** 受賞者は、受賞対象ごとに、グッドデザイン賞エントリーサイトの専用ページを通じて、「Gマーク」の使用申請を行います。振興会は、受賞者からの申請を受けて使用料の請求書を発行・送付し、入金を確認後「Gマーク使用許諾書」を送付します。

**2-2** 1件の受賞対象について受賞者が複数である場合は、いずれかの受賞者が申し込みを行い、振興会からの許諾を受ければ、全ての受賞者が「Gマーク」を使用できます。また、受賞者の指示があれば、「Gマーク使用に関する規則」等を遵守することを条件に広告代理店等も、受賞者の代理者として「Gマーク」使用を申込むことができます。この場合は、Gマーク使用申請と同時に受賞者の代理者であることを示す「Gマーク使用申請委任状」を提出してください。

**2-3** 「Gマーク使用に関する規則 2-2」による日本国外における「Gマーク」使用については、該当する市場（国・地域）の法令等の遵守が求められますので、「Gマーク」使用申請の際に、使用する国・地域を明記の上、振興会にご相談ください。国・地域により「Gマーク使用ガイドライン」の使用可能なロゴタイプ・シンボルマークの組み合わせ等が変更になる場合があります。原則としてシンボルマーク単独の使用はできません。

**2-4** 「Gマーク」の使用期間は、通常は振興会が発行する許諾書に記載された使用開始日から1年間とします。期間を超えて継続使用する場合は、再び使用申請を行います。

**2-5** 使用できる「Gマーク」の詳細については、グッドデザイン賞ウェブサイトの専用ページに記載します。また具体的な「Gマーク」の使用方法については、「Gマーク使用ガイドライン」に示した態様に限ります。

## 3 Gマークの使用料

「Gマーク」の使用許諾日から1年間の使用料は次のとおりです。

販売価格	総事業費 (販売価格が無い場合)	使用料 (税込)
50万円未満	5億円未満	220,000円
50万円以上500万円未満	5億円以上50億円未満	550,000円
500万円以上	50億円以上	1,100,000円

**3-1** 原則として審査情報として記載された販売価格（オープンプライスの場合は実勢価格）をもって上記区分を適用します。なお、販売価格に幅がある場合は、その平均値を適用します。ただし、商品価格が存在しないものについては総事業費を適用します。

**3-2** 日本国外の受賞者についても、上記の規定に基づき使用料を算出します。

#### **4 使用料の減額措置**

振興会は、「Gマーク使用に関する規則 5-2」により、下記のような減額措置を設けます。

**4-1** 受賞者が国、地方自治体などの行政機関、国または地方自治体から認可や認定を受けた学校法人、医療法人、宗教法人、公益財団・公益社団法人、NPO法人等の公共機関・団体である場合は、Gマーク使用料を無料とします。ただし、行政機関と民間事業者との共同出資により設立された法人（第三セクター）は除きます。日本国外の受賞者については、この規定に準拠して振興会が判断します。

**4-2** 受賞者が個人または中小企業である場合は、Gマーク使用料を50%割引とします。なお中小企業の定義については、日本国「中小企業基本法」に定められる定義に従います。ただし、大企業の子会社等「大企業の実質的な支配下にある中小企業」については、割引措置を受けることはできません。日本国外の受賞者が中小企業に該当するかについては、この規定に準じて振興会が判断します。

**4-3** 受賞年度内に4年分の使用を一括して申し込む場合は、Gマーク使用料を25%割引とします。また、受賞後5年目以降の受賞対象のGマーク使用料は50%割引とします。受賞後10年目以降の受賞対象、及びロングライフデザイン賞受賞対象のGマーク使用料は無料とします。

#### **5 災害復興を支援する減免措置**

2024年1月1日に発生した能登半島地震からの復興を支援するため、石川県に本社（個人事業主の場合は主な拠点）を置く受賞者による受賞対象で、主催者が復興に寄与すると認めた2024年度以降のグッドデザイン賞受賞対象については、2027年3月31日までに申し込まれた1年間のGマーク使用料を無料とします。

#### **6 グッドフォーカス賞[防災・復興デザイン]受賞者を支援する減免措置**

自然災害への防備または自然災害による被害からの復興を支援するため、2021年度以降のグッドデザイン賞の受賞対象のうち、グッドフォーカス賞[防災・復興デザイン]に選出された受賞対象については、2027年3月31日までに申し込まれた1年間のGマーク使用料を無料とします。

#### **7 受賞PR期間におけるGマークの無料使用**

全ての受賞者は、その年度の受賞対象について受賞発表の日から主催者の定める期間内（以下「受賞PR期間」）に限りGマークを無料で使用することができます。2026年度の受賞PR期間は、2026年10月15日から11月4日までとします。また振興会は、上記期間以外にも、無料使用期間等を設定することがあります。

#### **8 受賞対象の改善改良にともなうGマーク使用**

受賞者は、性能改善等の仕様変更を行った受賞対象に関してGマークの使用を希望する場合は、振興会に規定の「Gマーク仕様変更届」を提出します。振興会は、「Gマーク使用に関する規則 3-4」により、その内容を判断の上、Gマーク使用の可否を連絡します。

#### **9 使用状況の報告及び使用事例の紹介**

振興会はGマークを使用している受賞者に対し、その使用状況についての報告を求めることがあります。また、その使用状況をグッドデザイン賞の広報活動等で紹介することがあります。

2026年4月1日